

原子力災害時における愛媛県、大分県及び一般社団法人大分県バス協会の伊方町住民搬送に関する確認事項について

平成29年8月30日、愛媛県防災安全統括部長、大分県生活環境部防災局長及び一般社団法人大分県バス協会（以下「大分県バス協会」という）との間で、原子力災害時における愛媛県からの避難住民の搬送に関して、以下の事項について確認をする。

1 大分県内におけるバスによる避難住民の搬送条件について

大分県内におけるバスによる避難住民の搬送条件は、次のとおりとする。

- (1) 伊方町佐田岬半島部において、道路状況等により愛媛県内への陸路避難が困難であること。
- (2) 大分県内に放射性物質の影響が及んでいないこと。
- (3) 原則として、放射性物質の放出前に避難を開始する計画であるが、愛媛県内の港湾等において避難退域時検査を実施し、避難住民の皮膚や衣服に放射性物質が付着していないことを確認していること。ただし、万が一、愛媛県内の港湾等において当該検査を実施できない場合は、大分県側の港湾等において当該検査を実施していること。
- (4) バス乗車の際に、避難住民に随行した町職員等が、個人線量計を運転手に示し、避難住民の皮膚や衣服に放射性物質が付着していないことを示すこと。

2 大分県バス協会による住民搬送への協力について

愛媛県からの避難者受入れ要請に基づき、大分県が大分県バス協会に協力を依頼し、大分県バス協会は住民搬送について可能な限りの協力を行うものとする。

3 住民搬送用バスの契約について

住民搬送用バスに係る契約は、愛媛県と大分県バス協会との間で行うものとする。

4 従事者・車両の補償について

住民搬送業務を実施した場合において、万が一、従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態になったとき又は使用した車両に放射性物質が付着したときは、次に掲げる場合を除き、愛媛県がその損害を補償する。この場合における従事者に対する補償は、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）を準用して行うものとし、同条例中「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令」とあるのは、「愛媛県からの避難者受入れ要請」と読み替えるものとする。

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき原子力事業者又は国による賠償を受けることができる場合
- (2) 住民搬送業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (3) 補償の支給を受ける原因が第三者の行為による場合
- (4) 当該損害につき、大分県バス協会、同協会の協会員及び業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

5 原子力防災研修及び訓練の実施等について

- (1) 愛媛県、大分県及び大分県バス協会は、連携し、バス事業者への伊方発電所の安全対策や放射線に関する研修機会の提供に努めるとともに、原子力防災訓練における住民搬送訓練等を通じて、避難体制の更なる充実・強化を図るものとする。
- (2) 愛媛県は、大分県が避難住民の皮膚や衣服に放射性物質が付着していないことを確認する避難退域時検査に必要な資機材の整備に努めるものとする。

平成29年8月30日

愛媛県防災安全統括部長

高橋 正浩

大分県生活環境部防災局長

神 昭雄

一般社団法人大分県バス協会会長

城内 和敏